

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p>第 1 章 総則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語を、次のとおり定義します。</p> <p>（ 1 ）町民 町内に住所を有する人（以下「住民」という。）町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>（ 2 ）議会 住民から選挙で選ばれた町議会議員によって構成される意思決定機関をいいます。</p> <p>（ 3 ）行政 町長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会</u>）をいいます。</p> <p>（自治の基本原則）</p> <p>第 4 条 町民、議会及び行政は、次の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</p> <p>（ 1 ）情報共有 議会及び行政が<u>もつ</u>情報を積極的に公開し、説明することにより、町民と共有することをいいます。</p> <p>（ 2 ）町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語を、次のとおり定義します。</p> <p>（ 1 ）町民 町内に住所を有する人（以下「住民」という。）町内で働く人、町内で学ぶ人及び町内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>（ 2 ）議会 住民から選挙で選ばれた町議会議員によって構成される意思決定機関をいいます。</p> <p>（ 3 ）行政 町長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会<u>及び</u>固定資産評価審査委員会）をいいます。</p> <p>（自治の基本原則）</p> <p>第 4 条 町民、議会及び行政は、次の原則に基づき、中標津町の自治の実現を図ります。</p> <p>（ 1 ）情報共有 議会及び行政が<u>持つ</u>情報を積極的に公開し、説明することにより、町民と共有することをいいます。</p> <p>（ 2 ）町民参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいいます。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p data-bbox="208 193 689 225">第2章 基本原則に基づく制度</p> <p data-bbox="147 292 439 323">（個人情報保護の保護）</p> <p data-bbox="107 339 1104 467">第6条 議会及び行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会及び行政が<u>もつ</u>個人情報を保護しなければなりません。</p> <p data-bbox="107 483 1104 563">2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p data-bbox="147 619 544 651">（町民参加の機会の確保）</p> <p data-bbox="107 667 1104 842">第7条 議会及び行政は、次の各号に規定する事項を実施する場合は、町民参加の機会を確保します。ただし、法律及びそれに基づく政令に規定するもの並びに緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</p> <p data-bbox="147 858 1104 938">（1）町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止するとき。</p> <p data-bbox="147 954 1088 986">（2）町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。</p> <p data-bbox="147 1002 1104 1082">（3）広く町民が利用する公共施設の管理運営方法を決定するとき。</p> <p data-bbox="147 1098 1104 1225">（4）総合計画基本構想及び基本計画（以下「基本計画等」という。）並びに分野別の基本的な計画の策定、<u>又は見直し</u>をするとき。</p> <p data-bbox="147 1241 1104 1321">（5）施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。</p> <p data-bbox="107 1337 1104 1417">2 前項の各号に規定するもののほか、町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加できる機会を確保します。</p>	<p data-bbox="1216 193 1697 225">第2章 基本原則に基づく制度</p> <p data-bbox="1155 292 1447 323">（個人情報保護の保護）</p> <p data-bbox="1115 339 2112 467">第6条 議会及び行政は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、議会及び行政が<u>持つ</u>個人情報を保護しなければなりません。</p> <p data-bbox="1115 483 2112 563">2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。</p> <p data-bbox="1155 619 1552 651">（町民参加の機会の確保）</p> <p data-bbox="1115 667 2112 842">第7条 議会及び行政は、次の各号に規定する事項を実施する場合は、町民参加の機会を確保します。ただし、法律及びそれに基づく政令に規定するもの並びに緊急を要するものは、町民参加を求めないことができます。</p> <p data-bbox="1155 858 2112 938">（1）町民に義務を課し、又は町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正及び廃止するとき。</p> <p data-bbox="1155 954 2096 986">（2）町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するとき。</p> <p data-bbox="1155 1002 2112 1082">（3）広く町民が利用する公共施設の管理運営方法を決定するとき。</p> <p data-bbox="1155 1098 2112 1225">（4）総合計画基本構想及び基本計画（以下「基本計画等」という。）並びに分野別の基本的な計画の策定<u>又は見直し</u>をするとき。</p> <p data-bbox="1155 1241 2112 1321">（5）施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。</p> <p data-bbox="1115 1337 2112 1417">2 前項の各号に規定するもののほか、町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加できる機会を確保します。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p>（住民投票）</p> <p>第 11 条 町長は、次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が<u>住民投票の実施</u>を議決した場合は、住民投票を実施します。</p> <p>（ 1 ）町議会議員と町長の選挙権を有する住民が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。</p> <p>（ 2 ）町議会議員が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。</p> <p>（ 3 ）町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断し、住民投票条例を議会に提出したとき。</p> <p>2 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>（住民投票）</p> <p>第 11 条 町長は、次の各号に規定する事項のいずれかに該当し、議会が<u>住民投票条例</u>を議決した場合は、住民投票を実施します。</p> <p>（ 1 ）町議会議員と町長の選挙権を有する住民が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、住民投票条例の制定を町長に請求したとき。</p> <p>（ 2 ）町議会議員が、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例を発議したとき。</p> <p>（ 3 ）町長が、中標津町の重要な課題に関して、住民の意思を直接確認する必要があると判断し、住民投票条例を議会に提出したとき。</p> <p>2 議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p data-bbox="203 193 414 225">第3章 町民</p> <p data-bbox="143 292 371 323">（町民の役割）</p> <p data-bbox="105 336 1108 467">第14条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</p> <p data-bbox="105 483 1108 563">2 町民は、町民の権利の行使に<u>あたっては</u>、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p data-bbox="105 579 1108 659">3 町民は、法令の定めるところにより、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p>	<p data-bbox="1218 193 1429 225">第3章 町民</p> <p data-bbox="1158 292 1386 323">（町民の役割）</p> <p data-bbox="1115 336 2125 467">第14条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、町民相互の自主性と自立性を尊重し、町民が主体の自治の実現を図ります。</p> <p data-bbox="1115 483 2125 563">2 町民は、町民の権利の行使に<u>当たっては</u>、発言と行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮します。</p> <p data-bbox="1115 579 2125 659">3 町民は、法令の定めるところにより、行政サービスを公正に受けるために必要な負担を担います。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p data-bbox="203 193 412 225">第5章 議会</p> <p data-bbox="143 292 369 323">（議会の責務）</p> <p data-bbox="105 336 1106 419">第22条 議会は、意思決定機関としての責任を常に自覚し、<u>基本計画等に基づき</u>活動する責務を負います。</p> <p data-bbox="105 483 1106 566">2 議会は、町民からの意見を聴取し、<u>議会運営</u>について町民に説明します。</p> <p data-bbox="105 579 1106 707">3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図ります。ただし、非公開の場合は理由を明らかにします。</p> <p data-bbox="105 722 1106 805">4 議会は、町民から提出される請願及び要望等に対し、速やかに検討し、回答します。</p> <p data-bbox="105 818 1106 946">5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における議決の内容とその経過を広報紙等で報告します。</p>	<p data-bbox="1218 193 1426 225">第5章 議会</p> <p data-bbox="1158 292 1384 323">（議会の責務）</p> <p data-bbox="1115 336 2116 467">第22条 議会は、意思決定機関としての責任を自覚し、<u>基本計画等の実施状況を確認し、常に将来展望をもって</u>活動する責務を負います。</p> <p data-bbox="1115 483 2116 566">2 議会は、町民からの意見を聴取し、<u>議会活動</u>について町民に説明します。</p> <p data-bbox="1115 579 2116 707">3 議会は、情報共有の原則に基づき、町民に本会議や委員会を常に公開し、議論の透明性を図ります。ただし、非公開の場合は理由を明らかにします。</p> <p data-bbox="1115 722 2116 805">4 議会は、町民から提出される請願及び要望等に対し、速やかに検討し、回答します。</p> <p data-bbox="1115 818 2116 946">5 議会は、報告会等を開催し、直接、町民との対話の機会を設けるとともに、議会における議決の内容とその経過を広報紙等で報告します。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p style="text-align: center;">第 8 章 行政運営 （総合計画）</p> <p>第 28 条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、基本計画等を定めます。</p> <p>2 行政は、基本計画等以外の計画の策定と実施に<u>あたっては</u>、基本計画等との整合性を図ります。</p> <p>3 行政は、基本計画等その他の計画の策定に<u>あたっては</u>、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。</p> <p>4 行政は、基本計画等その他の計画の実施に<u>あたっては</u>進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。</p> <p style="text-align: center;">（行政評価）</p> <p>第 33 条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施に<u>あたっては</u>、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p> <p>3 <u>町長は</u>、出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体に対する出資内容、補助内容及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について<u>必要に応じて</u>調査と検討を行い、その結果を公表します。</p> <p>4 <u>前各項</u>に規定する行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 行政運営 （総合計画）</p> <p>第 28 条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、基本計画等を定めます。</p> <p>2 行政は、基本計画等以外の計画の策定と実施に<u>当たっては</u>、基本計画等との整合性を図ります。</p> <p>3 行政は、基本計画等その他の計画の策定に<u>当たっては</u>、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。</p> <p>4 行政は、基本計画等その他の計画の実施に<u>当たっては</u>進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。</p> <p style="text-align: center;">（行政評価）</p> <p>第 33 条 行政は、事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させます。</p> <p>2 行政評価の実施に<u>当たっては</u>、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく公表します。</p> <p>3 <u>町長は必要に応じて</u>、出資、補助及び職員の派遣を行っている法人その他の団体に対する出資内容、補助内容及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について調査と検討を行い、その結果を公表します。</p> <p>4 <u>前3項</u>に規定する行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定めます。</p>

中標津町自治基本条例（素案）8月29日現在	中標津町自治基本条例（案）10月31日現在
<p>第 10 章 条例の見直し （条例の見直し）</p> <p>第 37 条 この条例の見直しは、施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに行います。</p> <p>2 町長は、前項に規定する見直しに<u>あたっては</u>、次条に定める中標津町自治推進会議に、必要な意見を求めます。</p> <p>3 議会及び町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。</p> <p>（中標津町自治推進会議）</p> <p>第 38 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町自治推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。</p> <p>2 推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。</p> <p>3 推進会議は、次の事項について意見を述べることができます。</p> <p>（ 1 ）この条例に基づく、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>（ 2 ）この条例の見直しに関する事項</p> <p>（ 3 ）この条例の推進に関する基本的な事項</p> <p>4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。</p>	<p>第 10 章 条例の見直し （条例の見直し）</p> <p>第 37 条 この条例の見直しは、施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに行います。</p> <p>2 町長は、前項に規定する見直しに<u>当たっては</u>、次条に定める中標津町自治推進会議に、必要な意見を求めます。</p> <p>3 議会及び町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例とこの条例に基づく制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。</p> <p>（中標津町自治推進会議）</p> <p>第 38 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として中標津町自治推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。</p> <p>2 推進会議は、町長の諮問に応じ審議し、答申します。</p> <p>3 推進会議は、次の事項について意見を述べることができます。</p> <p>（ 1 ）この条例に基づく、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項</p> <p>（ 2 ）この条例の見直しに関する事項</p> <p>（ 3 ）この条例の推進に関する基本的な事項</p> <p>4 <u>前 3 項</u>に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。</p>

議 会 修 正  
 第 一 法 規 法 務 修 正  
 パブリックコメント修正  
 町 民 会 議 修 正